

出席停止の連絡票

平成 年 月 日

保護者様

富山大学人間発達科学部附属小学校長

風しん、麻しん、水痘、流行性耳下腺炎等は学校保健安全法により主治医の許可があるまで出席停止扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

記

1. 氏名 第 学年 組 氏名 _____

2. 理由 インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘
咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎
その他（ _____ ）の疑い

3. 期間 発病より医師が感染症の予防上支障なしと認めた日まで

※ 平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）まで（ 日間）

※は後日学校で記入

主治医様

上記の疾病は感染の危険がなくなる日まで登校できないことになっています。
診断・治療の上、下記の登校許可日を記入いただき、本人に渡して下さるようお願いいたします。

登校許可証明書

学校長様

病名： _____

登校許可日 平成 年 月 日

診断日 平成 年 月 日

主治医氏名 _____

- この連絡票は登校される際に必ず学校へお返してください。
- 不明な点がございましたら養護教諭へお問い合わせください。

学校(園)で予防すべき感染症の出席停止期間の基準

対象疾病		出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ熱		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	シフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)		
	鳥インフルエンザ		
新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症			
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、その限りではない ※出席停止期間の基準で「発症した後△日を経過」「解熱した後△日」と規定されている場合、症状が出た日(解熱した日)の翌日を1日目として数える
	百日咳	特有の熱が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで	
第三種	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		
流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)			
マイコプラズマ感染症			
溶連菌感染症			
伝染性紅斑(リンゴ病)			
急性細気管支炎(RSウイルス等)			
EBウイルス感染症			
帯状疱疹、手足口病			
ヘルパンギーナ			
アタマジラミ			
伝染性膿疱(とびひ)			
伝染性柔属腫(水いぼ) 等			